

2023年5月26日

新設分割に係る事前備置書類

(会社法第803条及び会社法施行規則第205条に基づく備置事項)

東京都新宿区西新宿六丁目10番1号
日土地西新宿ビル 20階
HOYA株式会社
代表執行役最高経営責任者（CEO） 池田 英一郎

HOYA株式会社（以下「当社」といいます。）は、2023年5月15日付新設分割計画書に基づき、2023年6月30日を効力発生日として、当社のクラウド勤怠管理・給与明細サービス事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社ラクス HR テック（以下「新会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本分割」といいます。）を行うことといたしました。

当社が、本分割に関して会社法第803条及び会社法施行規則第205条の定めるところにより、開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 新設分割計画の内容（会社法第803条第1項第2号）
2023年5月15日付新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです。なお、本分割は、会社法第805条に定める簡易分割となります。
2. 会社法第763条第1項第6号から第9号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1号イ）
 - (1) 交付する株式数の相当性に関する事項（会社法第763条第1項第6号）
本分割に際して、新会社は、当社に対して普通株式1,000株を発行します。かかる株式数については、当社が新会社により発行される全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新会社の効率的な管理等を考慮し、この株式数が相当であると判断しております。
 - (2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法第763条第1項第6号）
新会社の資本金及び準備金の額を、新会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、分割計画書第5条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

3. 会社法第 763 条第 1 項第 12 号に掲げる事項（会社法施行規則第 205 条第 2 号）
該当事項はありません。
4. 会社法第 763 条第 1 項第 10 号及び第 11 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 3 号）
該当事項はありません。
5. 他の新設分割会社に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 4 号及び第 5 号）
該当事項はありません。
6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 205 条第 6 号イ）
該当事項はありません。
7. 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び新会社の債務（当社が本分割により新会社に承継させるものに限る。）の履行見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第 7 号）

(1) 当社の債務の履行の見込みに関する事項

当社の最終事業年度の末日である 2023 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 364,038 百万円、負債の額は 69,822 百万円、純資産の額は 294,216 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

本分割により、当社から新会社へ承継の対象となる資産の額は 162 百万円（概算）、負債の額は 272 百万円（概算）、純資産の額は▲110 百万円（概算）となる見込みです。

また、本分割の効力を生ずる日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。

以上の点、並びに、当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みると、本分割の効力を生ずる日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 新会社の債務の履行の見込みに関する事項

新会社が本分割によって当社から承継する予定の資産の額は 162 百万円（概算）、負債の額は 272 百万円（概算）、純資産の額は▲110 百万円（概算）となる見込みです。

また、本分割の効力を生ずる日以後において新会社が負担すべき債務の履行に支障を

及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上の点、並びに、新会社の承継する事業の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みると、本分割の効力を生ずる日以後における新会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

別紙

新設分割計画書

(別添のとおり)



新設分割計画書

HOYA 株式会社（以下「分割会社」という。）は、新たに設立する株式会社ラクス HR テック（以下「新設会社」という。）に対し、分割会社の MD 部門 C-PUS SBU において現に営んでいるクラウド型勤怠管理システム、クラウド型給与明細閲覧システム事業及びその他の事業（以下、総称して「対象事業」という。）に関して有する権利義務を承継させるため、新設分割（以下「本分割」という。）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

第 1 条 （新設会社の定款記載事項）

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙 1記載のとおりとする。

第 2 条 （新設会社の設立時取締役）

新設会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

- (1) 田邊 正司
- (2) 譜久村 順次

第 3 条 （承継する権利義務）

1. 本分割により新設会社が分割会社から承継する資産、債務その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙 2のとおりとし、別紙 2に記載のない権利義務は承継しない。
2. 分割会社から新設会社に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第 4 条 （新設会社が分割に際して交付する株式の数）

新設会社は、本分割に際して、普通株式 1,000 株を発行し、そのすべてを本権利義務の対価として、分割会社に対して交付する。

第 5 条 （新設会社の資本金及び準備金）

新設会社の設立時における新設会社の資本金の額及び準備金の額は次のとおりとする。

- | | |
|----------------|--|
| (1) 資本金の額 | 金 50,000,000 円 |
| (2) 資本準備金の額 | 金 0 円 |
| (3) その他資本剰余金の額 | 会社計算規則第 49 条第 1 項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を控除した額 |

第 6 条 （新設会社の成立の日）

新設会社の成立の日（以下「成立日」という。）は、2023 年 6 月 30 日とする。但し、分割会社は、手続の進行に応じて必要があるときは、成立日を変更することができる。

第 7 条 （分割承認決議）

分割会社は、会社法第 805 条に基づき、本分割につき株主総会の承認を得ないで行うことができる。

第 8 条 （競業禁止義務）

分割会社は、新設会社に対して、競業禁止義務を負わない。

第 9 条 （分割条件の変更及び本分割の中止）

本計画書作成の日から成立日に至るまでの間において、本計画書の実行を妨げ得る重大な事象が発生し又は判明した場合、分割会社は、本計画書の内容を変更し、又は本分割を中



止することができる。

第 10 条 (本計画書に定めのない事項)

本計画書に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本計画書の趣旨に従い、分割会社がこれを決定する。

2023 年 5 月 15 日

分割会社：東京都新宿区西新宿六丁目 10 番 1 号

日土地西新宿ビル 20 階

HOYA 株式会社

取締役兼代表執行役 最高経営責任者：池田 英一郎



定款

添付のとおり。

定 款

株式会社ラクス HR テック

株式会社ラクス HR テック
定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)
当社は、株式会社ラクス HR テックと称し、英文では RAKUS HR Tech Co., Ltd. と表示する。

第 2 条 (目 的)
当社は、次の事業を行うことを目的とする。
(1) ソフトウェアの開発及び販売
(2) 情報処理サービス、情報提供サービスその他情報サービスの提供
(3) 前各号に付帯又は関連する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)
当社は、本店を東京都新宿区に置く。

第 4 条 (公告方法)
当社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行可能株式総数)
当社の発行可能株式総数は、10,000 株とする。

第 6 条 (株券の不発行)
当社の株式については、株券を発行しない。

第 7 条 (株式の譲渡制限)
当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

第 8 条 (基準日)
1 当社は、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。
2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

第9条 (株主総会の招集)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催し、臨時株主総会は、必要がある場合には随時開催する。

第10条 (招集権者)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数の決定により代表取締役が招集する。

第11条 (招集通知)

- 1 株主総会の招集通知は、会日の7日前までに、議決権を行使することができる各株主に対して発しなければならない。
- 2 議決権を行使することができる株主全員の同意があるときには、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、招集手続を経ることなく株主総会を開催することができる。

第12条 (議長)

株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第13条 (決議方法)

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

第14条 (議決権の代理行使)

株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第15条 (株主総会議事録)

株主総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、当社が保存する。

第4章 取締役

第16条 (取締役の員数)

当会社の取締役は1名以上とする。

第17条 (取締役の選任)

- 1 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

第 18 条 (取締役の任期)

- 1 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 19 条 (代表取締役)

取締役を 2 名以上置いたときは、株主総会の決議によって、代表取締役 1 名以上を定める。

第 5 章 計 算

第 20 条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

第 21 条 (剰余金の配当)

剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対して行う。

第 22 条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第 6 章 附 則

第 23 条 (最初の事業年度)

当社の最初の事業年度は、当社成立の日から 2024 年 3 月 31 日までとする。

第 24 条 (定款に定めのない事項)

この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

本権利義務の明細表

新設会社は、分割会社が成立日の前日の終了時（以下「基準時」という。但し、以下に別段の時点の限定がある場合には、当該時点とする。）において有する、対象事業に関して有する権利義務のうち、以下の権利義務に限って承継する。

1. 資産

分割会社が基準時において保有している資産のうち、分割会社の貸借対照表上以下の勘定項目に仕分けされている資産。

(1) 対象事業のみに係る以下の流動資産

- ① 現預金（但し、5,000万円とする。）
- ② 売掛金
- ③ 関係会社売掛金
- ④ 商品

(2) 対象事業のみに係る以下の固定資産

工具器具備品（但し、対象事業のみに使用していたパソコンに限る。）

2. 負債

分割会社が基準時において負担している負債のうち、分割会社の貸借対照表上以下の勘定項目に仕分けされている負債。

(1) 対象事業のみに係る以下の流動負債

- ① 前受収益
- ② 賞与引当金
- ③ 未払従業員給与

(2) 分割会社が、基準時において対象事業に関する事実起因又は関連して、基準時において負担し又は基準事後に負担する、不法行為に基づく債務その他の潜在債務及び偶発債務

3. 商標

No.	登録番号	全区分
1	6117560	9, 42
2	6117561	9, 42
3	6170767	9, 42
4	6170768	9, 42
5	6170769	9, 42
6	4936111	9, 42
7	4690783	9, 42
8	5314288	9, 42
9	6634156	42
10	6634155	42
11	5981466	9, 42
12	5984913	9, 35, 42
13	4936112	9, 42

4. 雇用契約
本計画書作成日時点において、対象事業のみに従事する（具体的には、MD 部門 C-PUS SBU に所属する）すべての従業員（正社員、パート及びアルバイトを含む。）との間の雇用契約及びこれらに関連して成立日までに発生した権利及び義務（退職給付債務を含む。）。

5. 対象事業に属するその他の契約
対象事業の運営に必要な契約に関する一切の契約（次に掲げる契約を除く。）上の地位及びこれらの契約に基づいて基準時まで発生した一切の権利義務（対象事業に係るドメイン・ホームページに係る権利義務を含む。但し、基準時において発生している買掛金債務を除く。）。
 - ① 分割会社とパーソルテンプスタッフ株式会社との間の 2018 年 3 月 27 日付労働者派遣基本契約書
 - ② 分割会社とパーソルテンプスタッフ株式会社との間の 2020 年 3 月 6 日付テレワークに関する覚書
 - ③ 分割会社と株式会社リクルートスタッフィングとの間の 2007 年 2 月 7 日付人材派遣基本契約書及び覚書
 - ④ 分割会社と株式会社リクルートスタッフィングとの間の 2020 年 3 月 5 日付覚書
 - ⑤ 分割会社と株式会社オフィスマネジメントシステムとの間の 2018 年 4 月 1 日付文書保管基本契約書

以 上

